
銚子市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

千葉県 銚子市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	5
3 計画の性格	5
4 計画の期間	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	6
1 子どもや子どものいる家庭の状況	6
2 教育・保育施設の状況	13
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題	18
第3章 計画の基本理念等	26
1 基本理念	26
2 基本方針	26
3 計画の施策体系	27
4 計画フレーム	28
第4章 教育・保育と子ども・子育て支援の充実	29
1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等	32
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	37
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	44
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	44
6 特別な支援を必要とする家庭への支援と子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の県との連携	44
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	45
第5章 次世代育成支援対策行動計画	46
1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	46
2 職業生活と家庭生活との両立の推進	51
3 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進	51
第6章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組	53
第7章 計画の推進に向けて	54
1 推進の体制	54
2 計画の達成状況の点検及び評価	54
資料編	55
1 策定経緯	55
2 銚子市子ども・子育て会議条例	57
3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿	58
4 用語解説	59

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化や世帯の細分化の進行とともに、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が増す中で、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。

このような状況を背景に、地域の実情に応じて、幼児期における質の高い教育・保育及び子育て支援事業が適切に提供されるよう、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

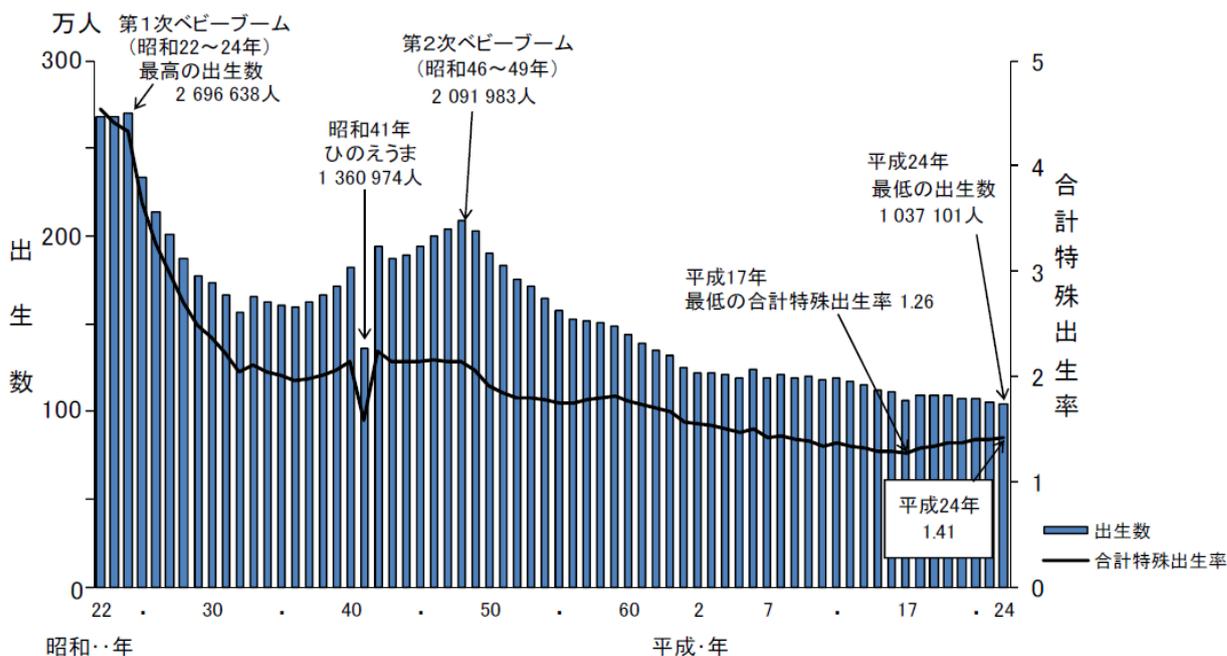
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本市は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「銚子市次世代育成支援対策行動計画（平成22～26年度）」を策定し、銚子で生まれ育ち良かったと思えるような子育て環境の整ったまちづくりを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

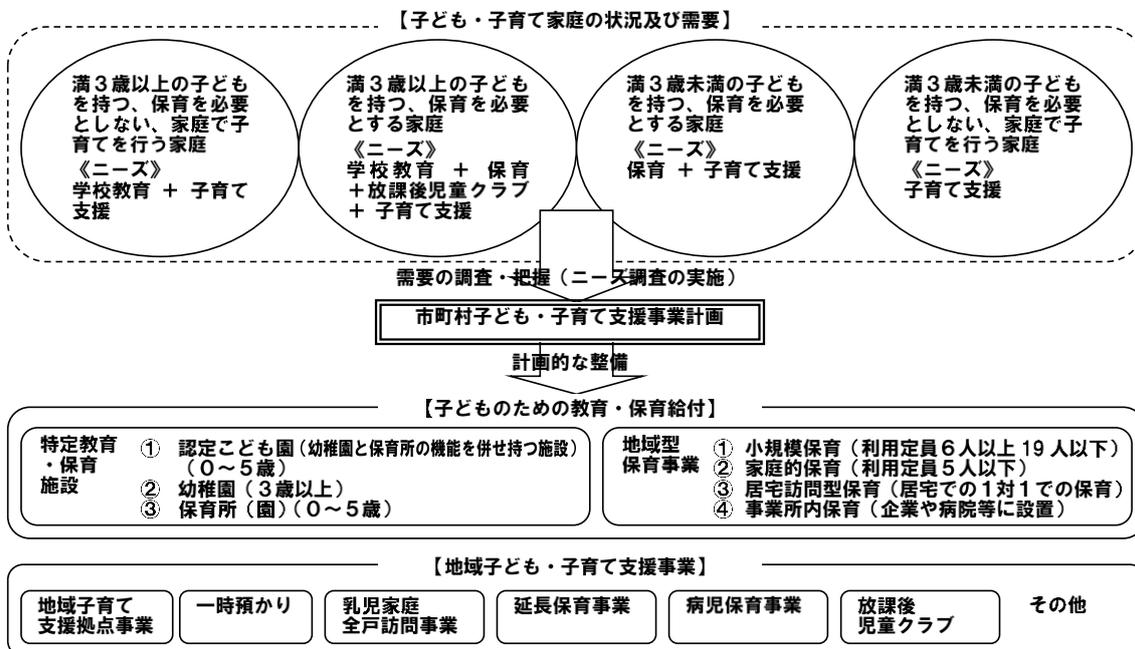
そして本市は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（平成37年まで10年延長）に基づく計画を一体化した計画「銚子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供 (イメージ)



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

子ども子育て支援新制度について

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。すべての子どもを対象に保育の必要性の認定を行います。

●保育の必要性の認定

市町村の客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間（保育の必要性）を認定します。

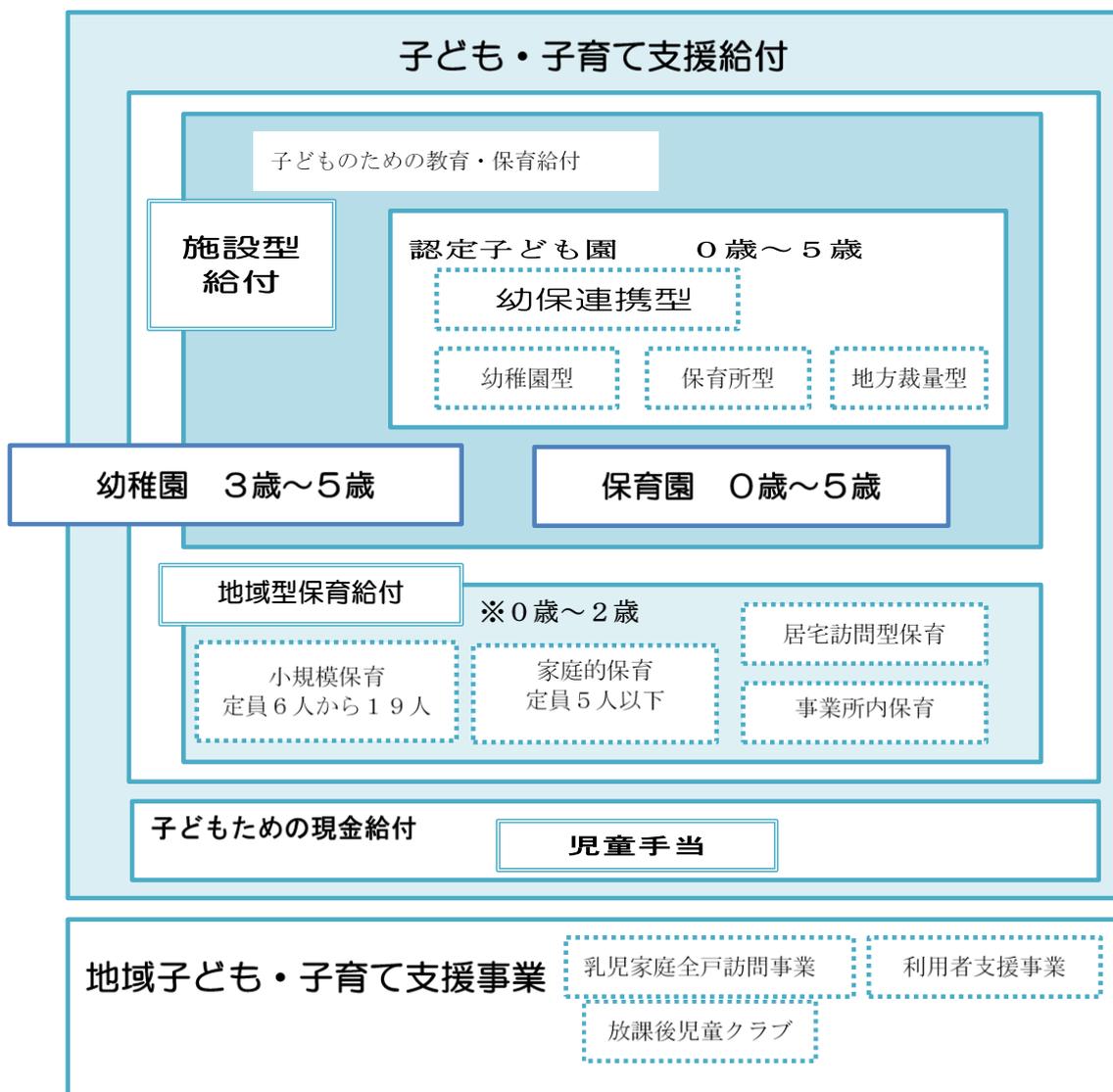
図表3 保育の必要性の認定

区 分		年 齢	入所施設
1号認定 第19条第1項第1号 教育標準時間認定		満3歳以上	幼稚園 認定子ども園
2号認定 保育認定 第19条第1項第 2号	保育標準時間		幼稚園 保育園 認定子ども園
	保育短時間		
3号認定 保育認定 第19条第1項第 2号	保育標準時間	3歳未満	幼稚園 保育園 認定子ども園 地域型給付事業
	保育短時間		



市町村が認定証を交付する

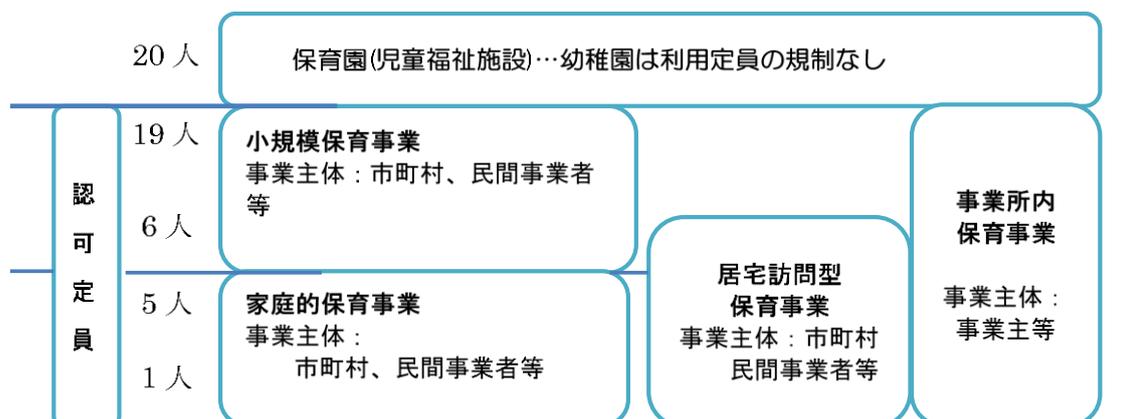
図表4 地域子ども・子育て支援給付・事業のイメージ図



●地域型保育事業

地域型保育事業は、児童福祉法においては児童福祉施設（第7条）の認可保育所とは法令上異なり、児童福祉法（第34条の15第3項）の地域型保育事業として位置づけられます。

図表5 新制度における地域型保育事業の構成イメージ図



2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

3 計画の性格

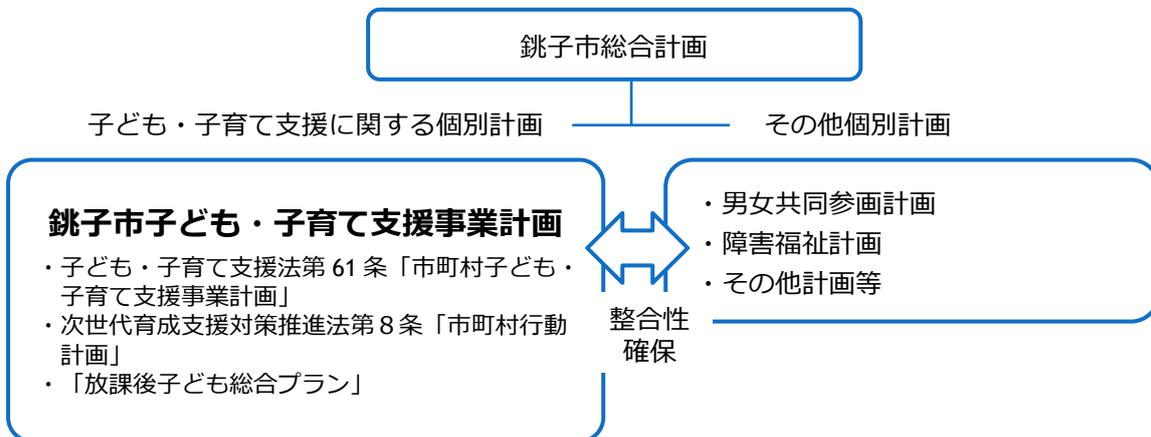
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

そして、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表6 計画の性格



4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

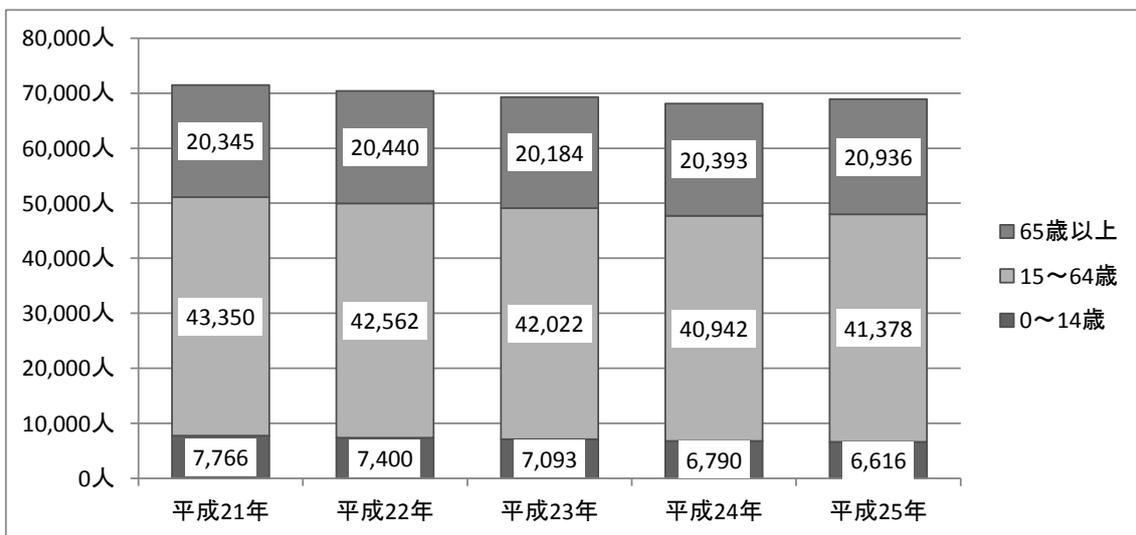
1-1 人口の推移

本市の人口は、平成25年4月1日現在68,930人となっており、平成21年と比べると、2,531人の減少となっています。

年齢区分別に見ると、平成25年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は6,616人（9.6%）で、平成21年と比べると、1,150人の減少となっており、年少人口の割合は国や県を下回る水準となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在28,113世帯となっており、平成21年と比べると、1,145世帯増加している一方、世帯人員は2.45と、こちらは減少傾向となっています。

図表7 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



区分	本市					県	全国
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
0～14歳	7,766	7,400	7,093	6,790	6,616	811,259	16,778,976
	10.9%	10.5%	10.2%	10.0%	9.6%	13.0%	13.1%
15～64歳	43,350	42,562	42,022	40,942	41,378	4,003,490	80,626,569
	60.7%	60.5%	60.6%	60.1%	60.0%	64.2%	62.8%
65歳以上	20,345	20,440	20,184	20,393	20,936	1,425,541	30,968,259
	28.5%	29.0%	29.1%	29.9%	30.4%	22.8%	24.1%
総人口	71,461	70,402	69,299	68,125	68,930	6,240,290	128,373,804
世帯数	26,968	26,994	26,964	26,884	28,113	2,684,067	55,577,563
世帯人員	2.65	2.61	2.57	2.53	2.45	2.32	2.31

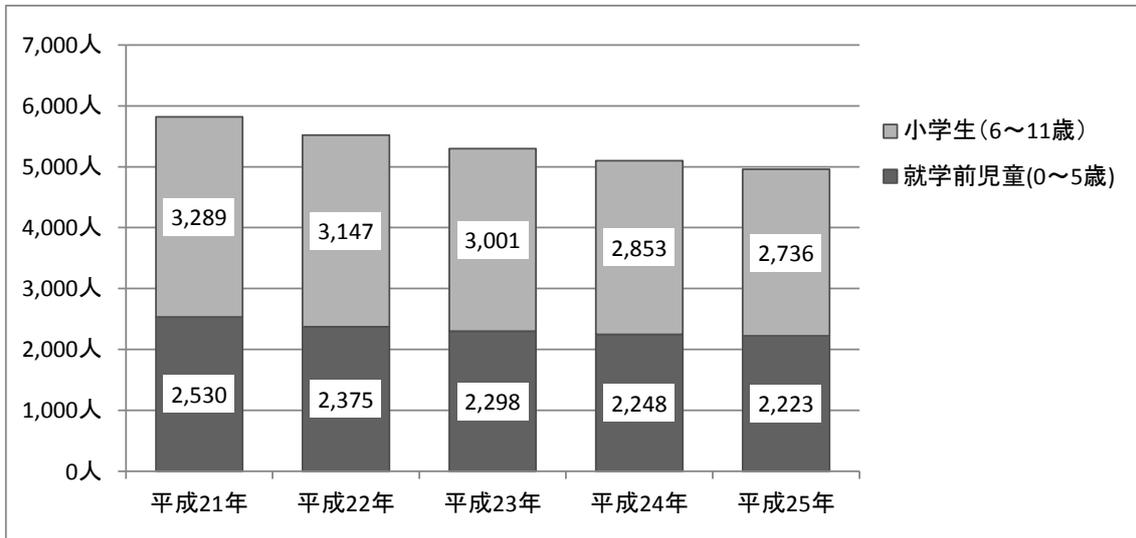
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）

1-2 児童数の推移

本市の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在4,959人となっており、平成21年と比べると860人減少しており、就学前児童（0～5歳）が307人、小学生（6～11歳）は553人のそれぞれ減少となっています。

図表8 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	増減（平成 21～25 年）
就学前児童	0 歳	390	333	351	325	336	-54
	1 歳	399	396	346	370	340	-59
	2 歳	410	401	401	344	382	-28
	3 歳	398	404	405	401	358	-40
	4 歳	460	390	405	403	398	-62
	5 歳	473	451	390	405	409	-64
	小計	2,530	2,375	2,298	2,248	2,223	-307
小学生	6 歳	511	466	442	387	412	-99
	7 歳	511	510	461	441	390	-121
	8 歳	560	508	505	457	445	-115
	9 歳	536	554	507	503	462	-74
	10 歳	579	533	555	508	512	-67
	11 歳	592	576	531	557	515	-77
	小計	3,289	3,147	3,001	2,853	2,736	-553
合計	5,819	5,522	5,299	5,101	4,959	-860	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 世帯構成

本市の一般世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在 27,007 世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、「核家族世帯」と「その他の親族世帯」が減少する一方、「非親族世帯」と「単独世帯」が増加しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少する一方、「女親と子どもからなる世帯」と「男親と子どもからなる世帯」のひとり親世帯は増加傾向となっています。

図表9 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数※	25,865	26,782	27,007	2,512,441	51,842,307
核家族世帯	13,698	13,582	13,230	1,495,540	29,206,899
	53.0%	50.7%	49.0%	59.5%	56.3%
夫婦のみの世帯	4,719	4,885	5,032	517,202	10,244,230
	18.2%	18.2%	18.6%	20.6%	19.8%
夫婦と子どもからなる世帯	6,694	6,182	5,604	773,305	14,439,724
	25.9%	23.1%	20.8%	30.8%	27.9%
男親と子どもからなる世帯	332	361	393	34,029	664,416
	1.3%	1.3%	1.5%	1.4%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	1,953	2,154	2,201	171,004	3,858,529
	7.6%	8.0%	8.1%	6.8%	7.4%
その他の親族世帯	6,888	6,257	5,418	215,791	5,308,648
	26.6%	23.4%	20.1%	8.6%	10.2%
非親族世帯	67	95	188	24,699	456,455
	0.3%	0.4%	0.7%	1.0%	0.9%
単独世帯	5,212	6,848	8,171	761,231	16,784,507
	20.2%	25.6%	30.3%	30.3%	32.4%

資料：国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成 22 年 10 月 1 日現在、6 歳未満親族のいる一般世帯が 1,776 世帯、18 歳未満親族のいる世帯が 5,600 世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表10 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
一般世帯数	25,865	26,782	27,007	2,512,441	51,842,307
6歳未満親族のいる一般世帯数	2,832	2,372	1,776	239,693	4,877,321
	10.9%	8.9%	6.6%	9.5%	9.4%
18歳未満親族のいる一般世帯数	7,827	6,801	5,600	584,159	11,989,891
	30.3%	25.4%	20.7%	23.3%	23.1%

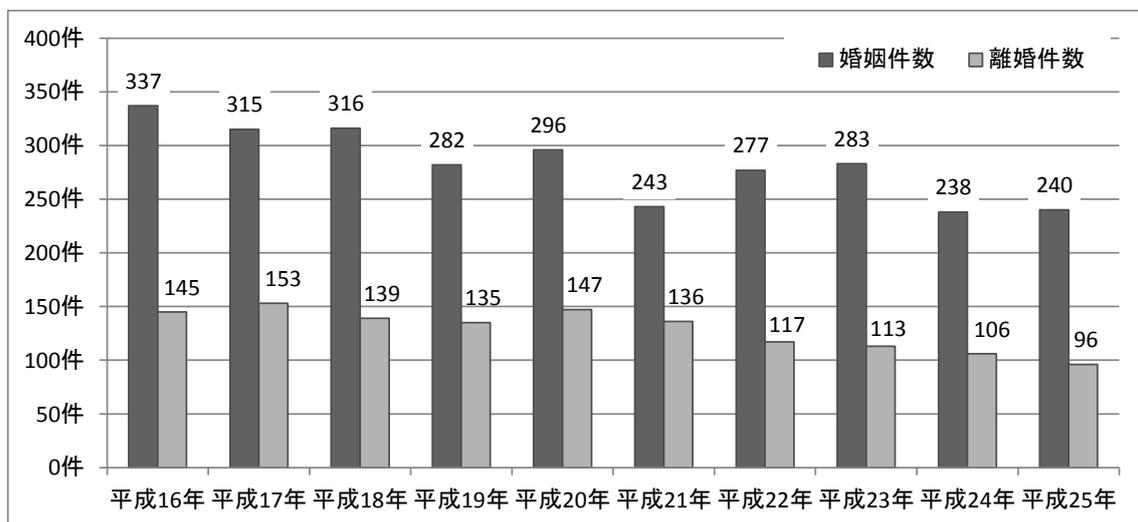
資料：国勢調査

1-4 婚姻動向

本市の婚姻件数は、過去 10 年で 300 件台の前半から 200 件台の前半に減少しています。

また、離婚件数についても、150 件前後から 100 件前後に減少しています。

図表11 婚姻・離婚動向（単位：件）



区分	本市										県	全国
	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年
婚姻件数	337	315	316	282	296	243	277	283	238	240	31,375	660,613
婚姻率 (人口千人当)	5.0	4.2	4.3	3.9	4.1	3.5	3.9	4.2	3.6	3.6	5.1	5.3
離婚件数	145	153	139	135	147	136	117	113	106	96	11,290	231,383
離婚率 (人口千人当)	2.2	2.0	1.9	1.9	2.1	1.9	1.7	1.7	1.6	1.5	1.9	1.8

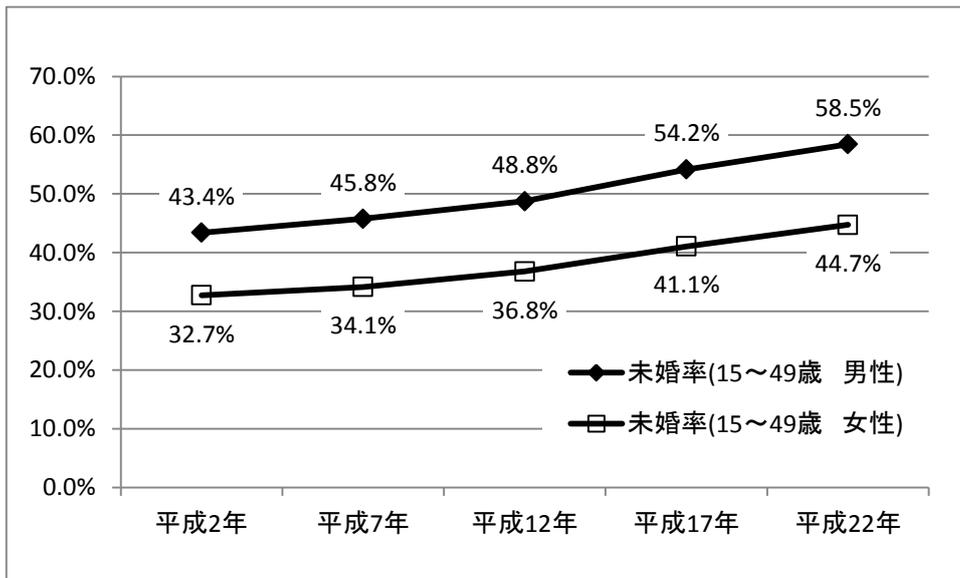
資料：人口動態調査

1-5 未婚率

本市の15～49歳の未婚率は、平成22年10月1日現在で男性58.5%、女性44.7%となっています。

平成12年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男女ともに20歳代前半から未婚率の上昇が見られ、30歳代後半では男性で40.6%、女性で23.9%が未婚という状況であり、晩婚化・非婚化が進行していることがうかがえます。

図表12 15～49歳未婚率（単位：％）



資料：国勢調査

図表13 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年	平成22年		平成22年	
15～19歳	99.6%	99.5%	98.7%	99.4%	98.8%	98.7%	99.0%	98.9%
20～24	90.8%	95.1%	84.9%	90.4%	92.9%	89.1%	91.4%	87.8%
25～29	65.9%	73.3%	48.2%	59.9%	71.2%	60.1%	69.2%	58.9%
30～34	43.1%	53.4%	26.8%	35.9%	47.6%	33.8%	46.0%	33.9%
35～39	30.9%	40.6%	12.9%	23.9%	36.2%	22.4%	34.8%	22.7%
40～44	23.2%	32.5%	8.8%	17.9%	28.4%	16.2%	28.0%	17.1%
45～49	17.7%	26.6%	5.9%	11.2%	22.6%	11.5%	22.0%	12.4%
合計	48.8%	58.5%	36.8%	44.7%	52.5%	42.1%	52.0%	42.7%

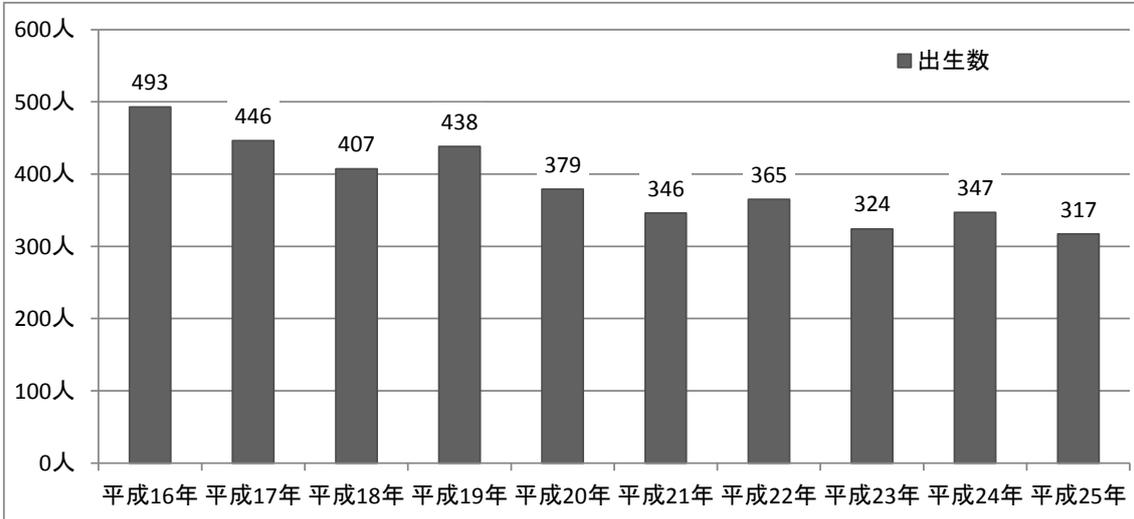
資料：国勢調査

1-6 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、平成 25 年で 317 人となっており、年によって増減は見られるものの、減少傾向となっています。

また、合計特殊出生率は、平成 20 年～平成 24 年の平均で 1.21 となっており、全国平均、県平均のいずれも下回る水準となっています。

図表14 出生数の動向（単位：人）



資料：人口動態統計

図表15 合計特殊出生率

区分	昭和 58 年～ 昭和 62 年	昭和 63 年～ 平成 4 年	平成 5 年～ 平成 9 年	平成 10 年～ 平成 14 年	平成 15 年～ 平成 19 年	平成 20 年～ 平成 24 年
銚子市	1.72	1.57	1.47	1.40	1.29	1.21
県	1.74	1.48	1.37	1.29	1.26	1.33
全国				1.36	1.31	1.38

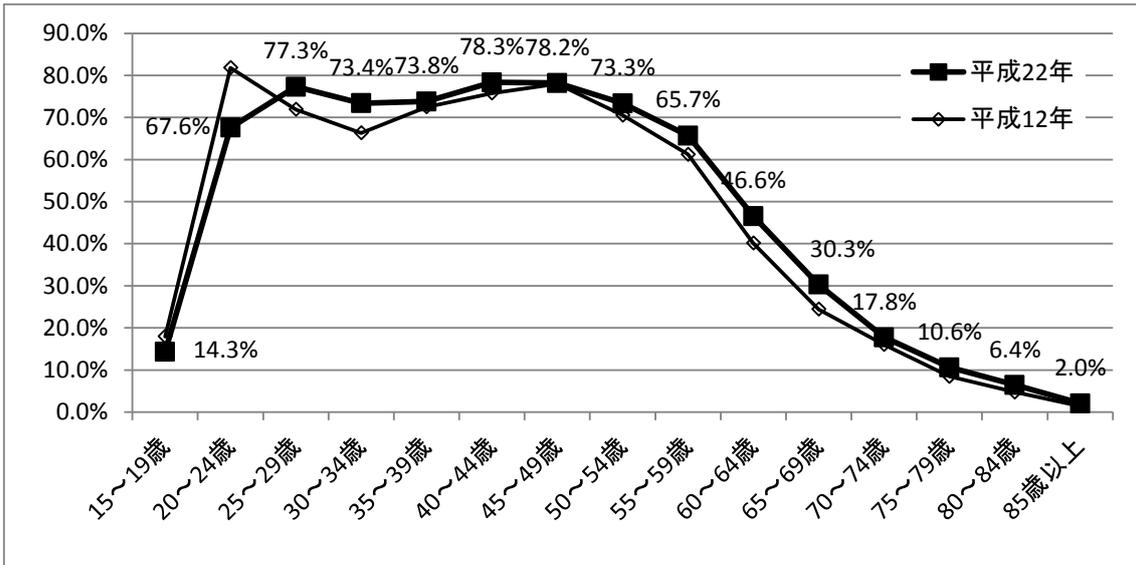
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

1-7 女性の労働力率

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

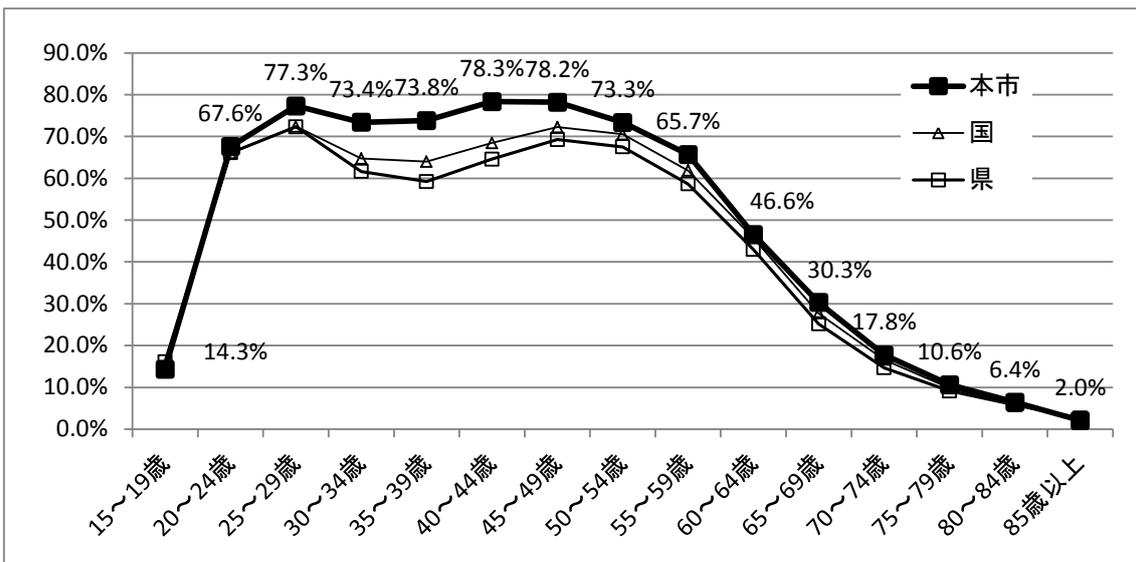
なお、平成 22 年は、平成 12 年と比べてM字の谷の部分がかかなり浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、平成 12 年では 20 歳代前半から後半にかけて大きく低下が見られましたが、平成 22 年では上昇しているなど、晩婚化や未婚化の影響もうかがえます。

図表16 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

図表17 平成22年 国及び県との女性の労働力率の比較（単位：％）



資料：国勢調査（平成22年）

2 教育・保育施設の状況

2-1 保育所（園）

本市には、公立保育所4園、私立保育園7園の計11園が設置されています。

図表18 保育所（園）の状況（平成26年4月1日現在）

区分	保育所名	定員	住所	開所時間(時間外保育を含む)
公立	第二保育所	150	後飯町6-20	平日午前7:30~午後6時 土曜午前7:30~午後0:30
	第三保育所	120	明神町1-37	平日午前7:30~午後6時 土曜午前7:30~午後0:30
	第四保育所	120	唐子町8-13	平日午前7:30~午後6時 土曜午前7:30~午後0:30
	海鹿島保育所	90	海鹿島町 5235-46	平日午前7:30~午後6時 土曜午前7:30~午後0:30
私立	銚子保育園	100	若宮町3-2	平日午前7:15~午後6:30 土曜午前8:30~午後0:30
	外川保育園	100	外川町3-10534	平日午前7:00~午後6時 土曜午前7:00~午後0:30
	松岸保育園	60	松岸町3-362-2	平日午前7:30~午後6時 土曜午前8:30~午後0:30
	聖母保育園	60	三崎町1-1858-2	平日午前7:30~午後6時 土曜午前7:30~午後1時
	銚子中央保育園	60	台町 2197	平日午前7:00~午後7時 土曜午前7:30~午後4時
	東光保育園	70	小船木町1-863-2	平日午前7:30~午後6時 土曜午前8:00~午後0時
	萌保育園	60	芦崎町 937-3	平日午前7:00~午後6:30 土曜午前7:30~午後0:30

資料：社会福祉課子育て支援室

保育所（園）の在籍児数は、平成16年の1,032人から、平成25年には975人となっています。

図表19 在籍児数の推移（各年4月1日現在）（単位：人、所）

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成16~25年)
在園児数	0歳	30	35	26	41	34	37	35	39	43	44	14
	1歳	97	100	97	78	101	98	103	103	110	122	25
	2歳	154	159	159	131	124	165	148	164	156	166	12
	3歳	256	225	230	223	209	180	220	205	211	200	-56
	4歳	249	272	219	213	228	222	193	224	225	217	-32
	5歳	246	240	262	238	253	223	216	190	239	226	-20
	計	1,032	1,031	990	924	949	925	915	925	984	975	-57
保育所(園)数		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	

資料：社会福祉課子育て支援室

2-2 幼稚園

本市には、公立幼稚園が5園、私立幼稚園が2園の計7園が設置されています。

なお、私立幼稚園は設置者の教育方針により、対象年齢や教育内容、保育時間、保育日数は独自に設定しています。

平成25年5月1日現在、幼稚園在園児数は442人となっており、平成21年と比べて89人の減少となっています。

図表20 幼稚園の状況（単位：人）

区分	名称	所在地	定員
公立	本城幼稚園	本城町4-226	140
	春日幼稚園	春日町287	70
	海上幼稚園	垣根町1-169	140
	船木幼稚園	船木町140	70
	豊里幼稚園	笹本町360	105
私立	飯沼幼稚園	高神東町9331	200
	銚子幼稚園	妙見町1465	240

資料：社会福祉課子育て支援室

図表21 幼稚園の状況（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成21~25年)
3歳	102	111	106	117	105	3
4歳	219	172	160	166	172	-47
5歳	210	220	172	160	165	-45
合計	531	503	438	443	442	-89

資料：学校基本調査

2-3 小学校

本市には、小学校が13校設置されており、児童数合計は平成25年5月1日現在2,732人と、平成21年と比べて557人の減少となっています。

また、学年別で見ると、いずれの学年も児童数が減少しています。

図表22 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成21～25年)
学校数	13	13	13	13	13	0
学級数	168	165	162	155	150	-18
児童数合計	3,289	3,159	3,036	2,884	2,732	-557
1年生	512	464	453	389	416	-96
2年生	507	514	460	453	387	-120
3年生	563	507	512	457	451	-112
4年生	538	561	512	510	459	-79
5年生	573	539	562	513	511	-62
6年生	596	574	537	562	508	-88

資料：学校基本調査

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、放課後帰宅しても保護者が働いている家庭や母子・父子家庭などを対象とする施設で、平成25年度現在は、小学校低学年（1～3年）の児童を主な対象としており、本市では、計9クラブを整備しています。

なお、放課後児童クラブの対象は、児童福祉法の改正により、今後は、小学4年生以上を含むすべての小学生が対象となります。

図表23 放課後児童クラブ

区分	クラブ名	住所	設置場所
公立	清水放課後児童クラブ	清水町2894	旧清水幼稚園内
	飯沼放課後児童クラブ	前宿町1200	飯沼小学校内
	明神放課後児童クラブ	明神町1-1	明神小学校内
	本城放課後児童クラブ	本城町4-226	本城幼稚園内
	春日放課後児童クラブ	春日町287	春日小学校内
	高神放課後児童クラブ	犬吠埼10222-1	高神小学校内
	海上放課後児童クラブ	垣根町1-169	海上幼稚園内
	豊里放課後児童クラブ	笹本町88-3	専用施設
	豊岡放課後児童クラブ	八木町1758	豊岡小学校内
民間	中央放課後児童クラブ	台町2197	銚子中央保育園内

資料：社会福祉課子育て支援室

2-5 子育て支援センター・子育て広場

本市は、地域の保育園4園に子育て支援センターを設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児及びその保護者です。

また、銚子市保健福祉センター「すこやかなまなびの城」において、子育て広場を設置しており、小学校就学前の子ども及びその保護者を対象に、相談の場や遊びの場等を提供しています。

図表24 子育て支援センター

名称	開設場所	所在地
えがお子育て支援センター	外川保育園	外川町 3-10354
マンマ子育て支援センター	松岸保育園	松岸町 3-362-2
ひまわり子育て支援センター	銚子中央保育園	台町 2197
聖母マリア子育て支援センター	聖母保育園	三崎町 1-1858

資料：社会福祉課子育て支援室

図表25 子育て広場

名称	開設場所	概要	対象
子育て広場	銚子市保健福祉センター「すこやかなまなびの城」	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭で子育て中の親子が自由に集い、情報交換できる場所 ● 子育ての悩みを相談できる場所 ● 子育てに関する情報が得られる場所 ● 年齢の近い子どもたちと安全に遊べる場所 	小学校就学前の子ども及びその保護者

資料：社会福祉課子育て支援室

2-6 児童発達支援センター

わかば学園は、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育てのあり方を考え、お子さんの成長を援助する施設となっています。

図表26 児童発達支援センター

名称	概要	対象
わかば学園	<ul style="list-style-type: none">● 児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。● 保育所等訪問支援 保育所、幼稚園等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。● 障害児相談支援 児童通所支援を効果的に利用するための利用計画を作成します。	2歳以上就学前の児童

資料：障害福祉課

3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題

(1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「銚子市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、就学前児童及び小学生の各保護者を対象に、教育・保育や子育て支援等のニーズを把握するために、平成26年1月に次の内容により実施しました。

図表27 ニーズ調査の概要

対象	調査内容	対象数	調査方法
①就学前児童の保護者	国から示された調査票ひな形を基礎とし、本市独自の項目を一部加えた次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんご家族の状況 ・ お子さんの育ちをめぐる環境 ・ 保護者の就労状況 ・ 平日の保育所（園）や幼稚園などの利用 ・ 病児・病後児保育 ・ 休日等の保育所（園）や幼稚園などの利用 ・ お子さんの一時預かり ・ お子さんの宿泊を伴う一時預かり ・ 子育て支援サービス全般 ・ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ・ 子育て全般 	600 (無作為抽出)	郵送
②小学生の保護者	本市独自の項目による次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんご家族の状況 ・ お子さんの育ちをめぐる環境 ・ 放課後の過ごし方 ・ 子育て全般 	400 (無作為抽出)	郵送

調査の結果、回収率は①就学前児童の保護者で53.8%、②小学生の保護者で55.8%となっています。

図表28 ニーズ調査の回収結果

対象	配付件数	回収件数	回収率
①就学前児童の保護者	600	323	53.8%
②小学生の保護者	400	223	55.8%

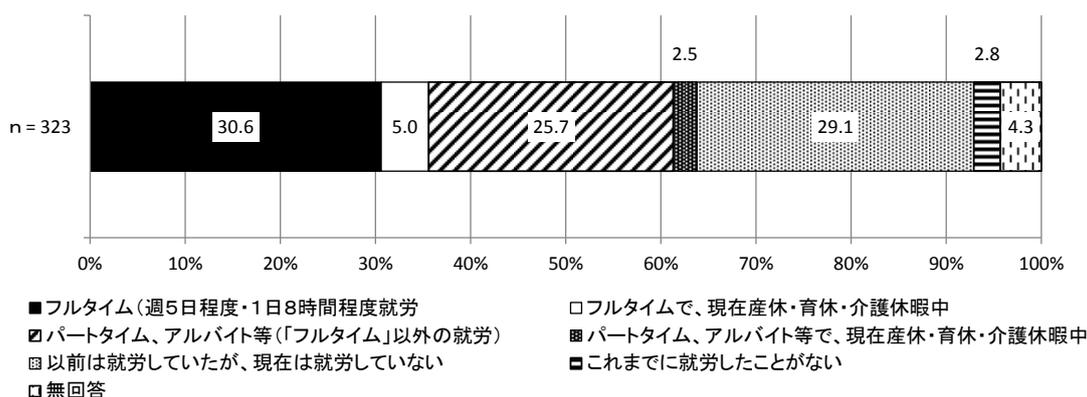
(2) 今後の主な課題

- 出産や子育てを行う年齢層の女性における労働力率の上昇とともに、本市を子育てしやすいまちだと思わない理由として「保育サービスの不足」が上位にあがっていることを踏まえて、3歳未満児から利用できる保育等サービスの充実と、働きながら子育てできる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 子育て支援センターや子育て広場・「児童発達支援センター」など相談窓口の周知と活用促進
- 保育所（園）と幼稚園の関係について、一体的運営や連携が望ましいとする意見が比較的多く見られることを踏まえつつ、認定こども園の整備の検討をはじめ、質の高い教育・保育の一体的な提供
- 病児保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実

《保護者の就労状況》

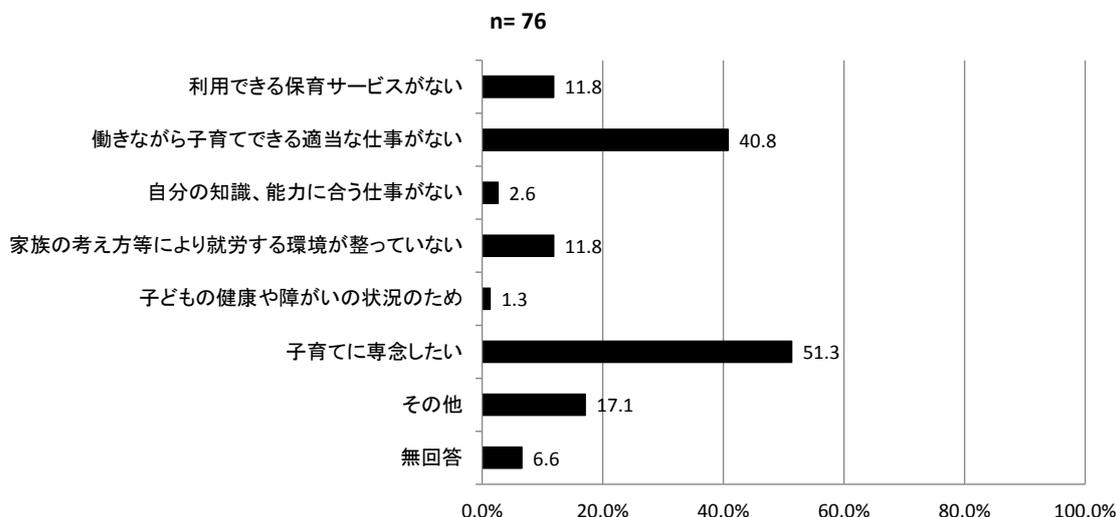
- ▶ 母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」との回答が30.6%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が29.1%、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」が25.7%などと続いています。

図表29 《母親の就労状況》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 母親が現在働いていない理由は、「子育てに専念したい」との回答が51.3%と最も高く、次いで「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が40.8%などと続いています。

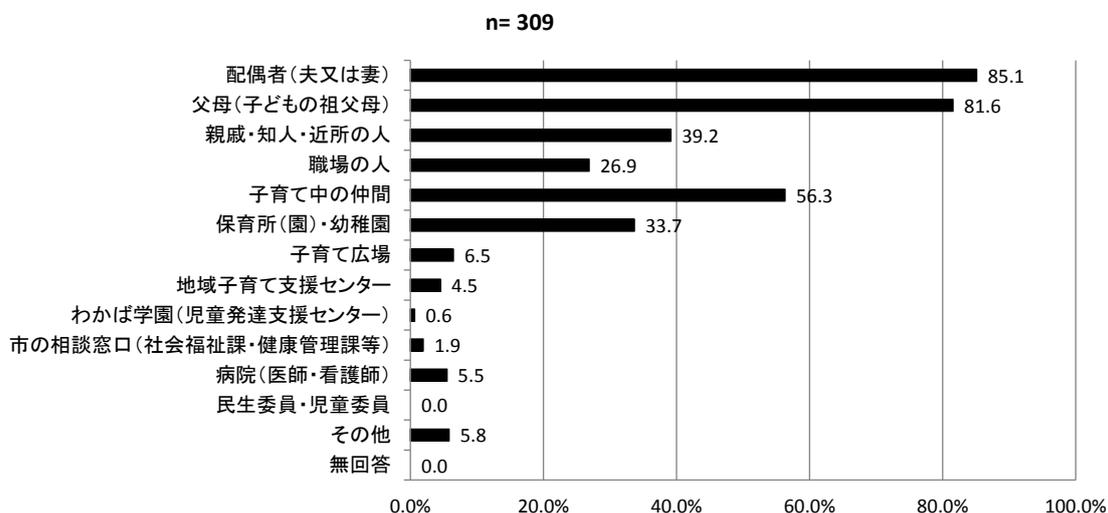
図表30 《母親が現在働いていない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子育てについての相談先》

- ▶ 子育てについての気軽な相談先は、「配偶者（夫又は妻）」との回答が85.1%と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が81.6%、「子育て中の仲間」が56.3%などと続いています。

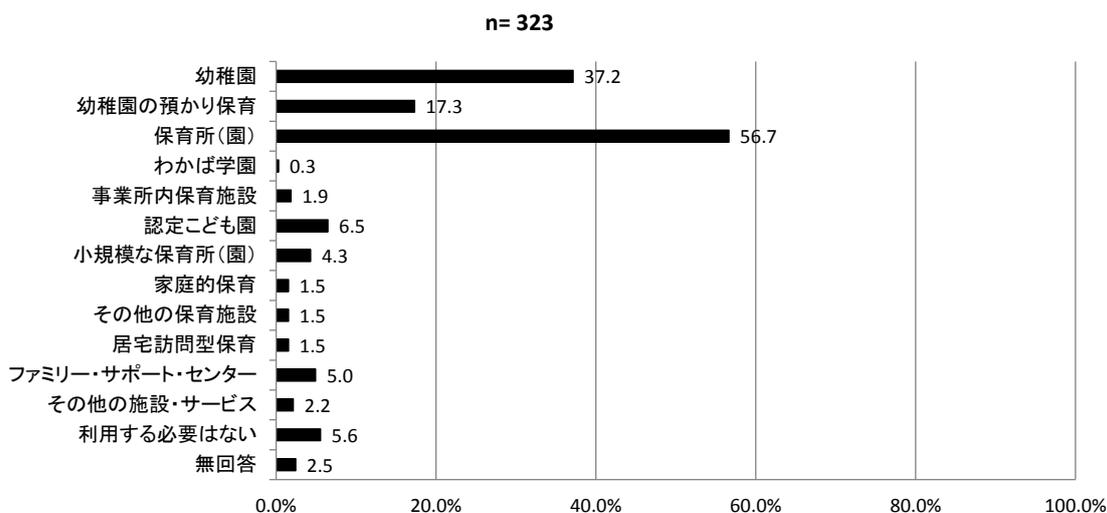
図表31 《子育てについての相談先【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向等》

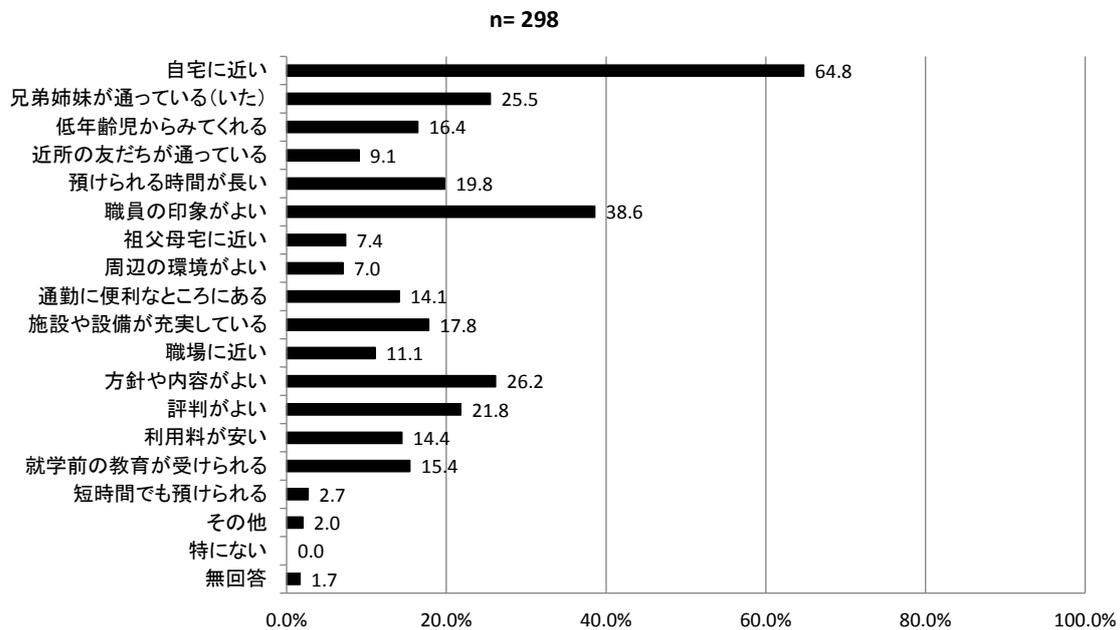
- ▶ 今後、お子さんが平日に定期利用したい施設・サービスは、「保育所（園）」との回答が56.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が37.2%、「幼稚園の預かり保育」が17.3%などと続いています。

図表32 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 施設・サービスを選ぶときに重視する点は、「自宅に近い」との回答が64.8%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」が38.6%、「方針や内容がよい」が26.2%などと続いています。

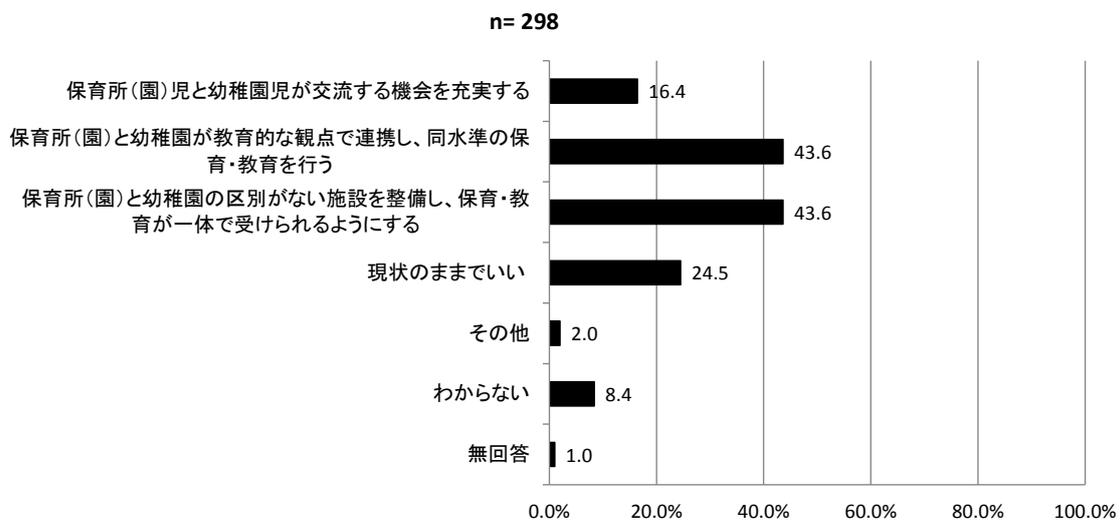
図表33 《施設・サービスを選ぶときに重視する点【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《保育所（園）と幼稚園の関係について》

- ▶ 今後の保育所（園）と幼稚園の関係については、「保育所（園）と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う」との回答が43.6%と最も高く、次いで「保育所（園）と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする」と「現状のままでいい」が43.6%、「保育所（園）児と幼稚園児が交流する機会を充実する」が16.4%などと続いています。

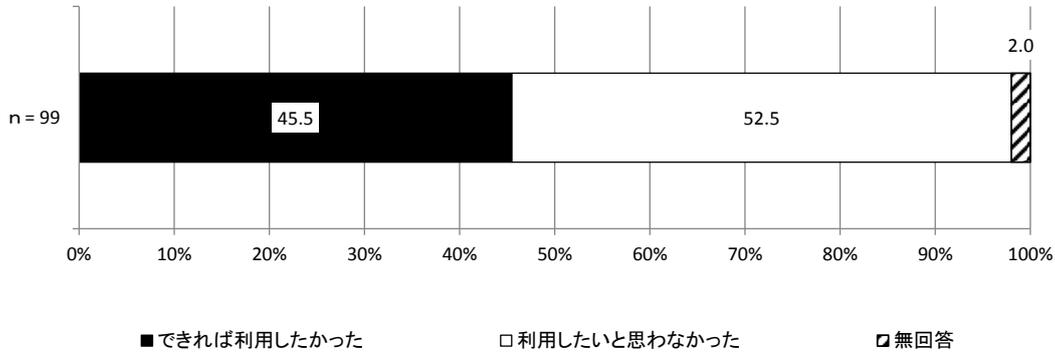
図表34 《今後の保育所（園）と幼稚園の関係について【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

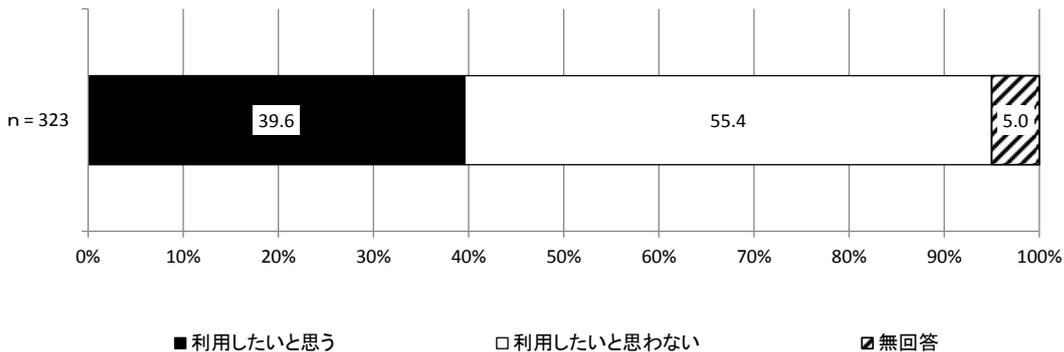
- ▶ 子どもの病気やケガの際、父親又は母親が休んで対応した方については、（病児・病後児保育を）「できれば利用したかった」が45.5%となっています。

図表35 《病児・病後児保育を利用したいと思ったか【この1年間に子どもの病気やケガで園などを利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応したことがある方】》【就学前児童の保護者調査】



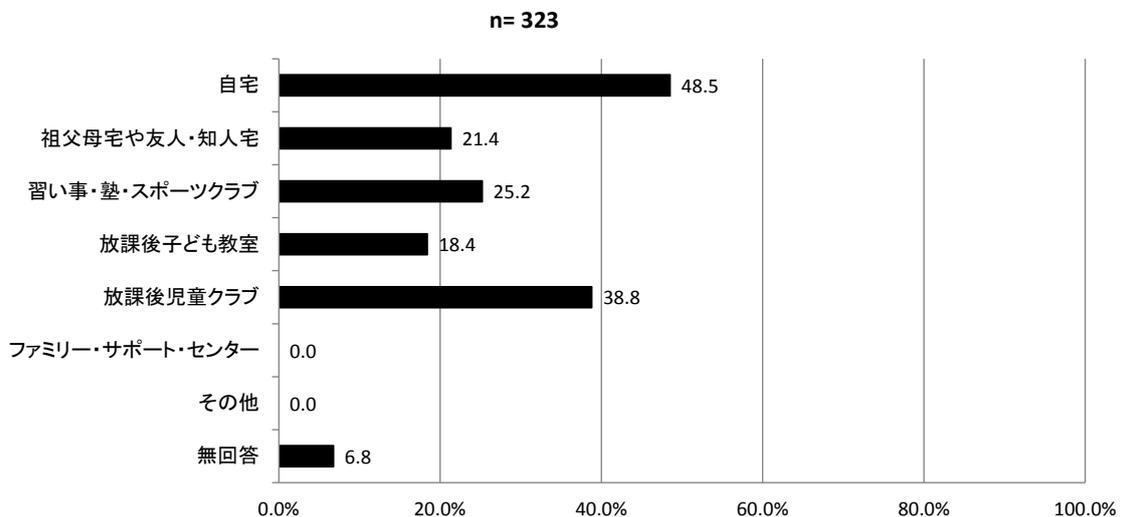
- ▶ 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、不定期の一時預かりを利用したいかについては、「利用したいと思う」が39.6%となっています。

図表36 《不定期の一時預かりを利用したいと思うか》【就学前児童の保護者調査】



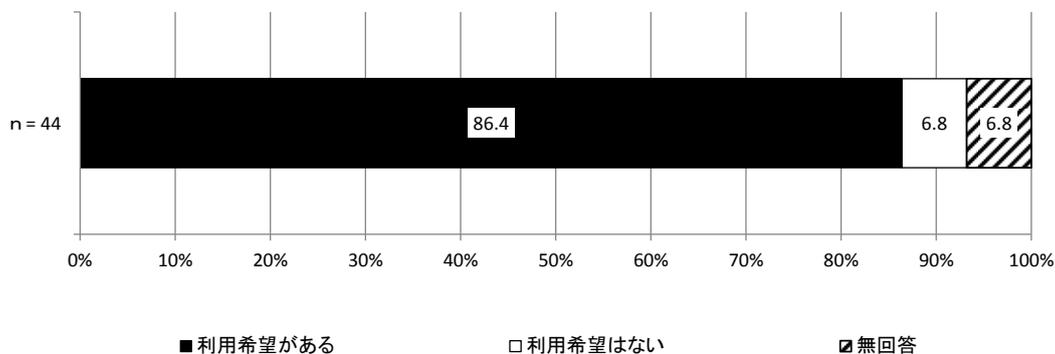
- ▶ 就学前児童の保護者に聞いた小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、「自宅」との回答が48.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が38.8%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が25.2%などと続いています。

図表37 《小学校就学後の放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



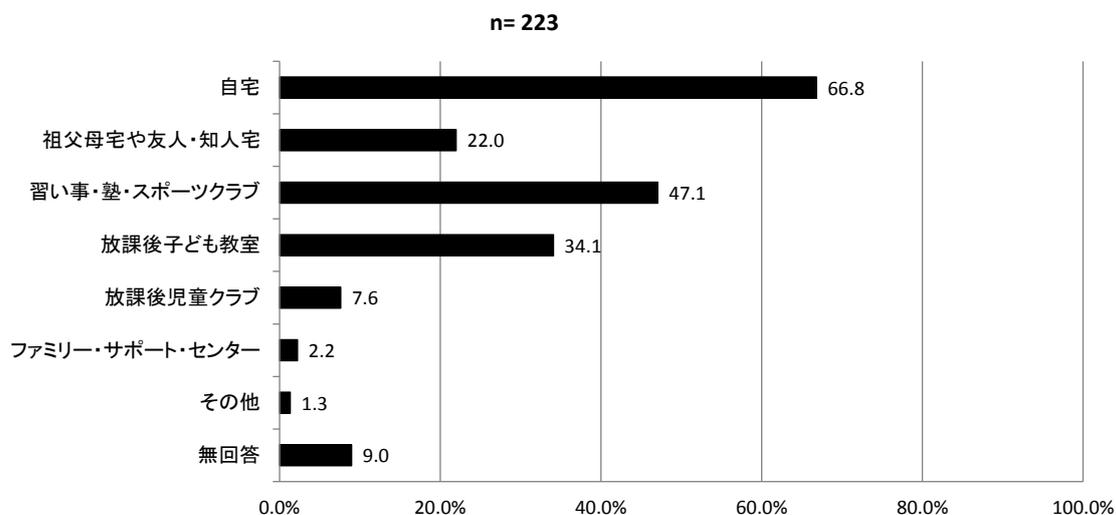
- ▶ 就学前児童の保護者に聞いた小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、「自宅」との回答が 48.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が 38.8%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が 25.2%などと続いています。

図表38 《夏休み・冬休みなどの長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 小学生の保護者に聞いた高学年になったときの放課後の過ごし方の意向は、「自宅」との回答が 66.8%と最も高く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が 47.1%、「放課後子ども教室」が 34.1%などと続いています。

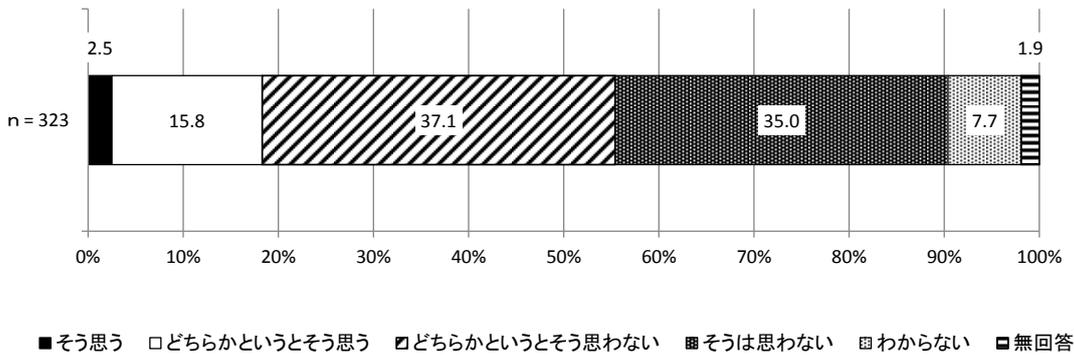
図表39 《小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【小学生の保護者調査】



《子育て全般について》

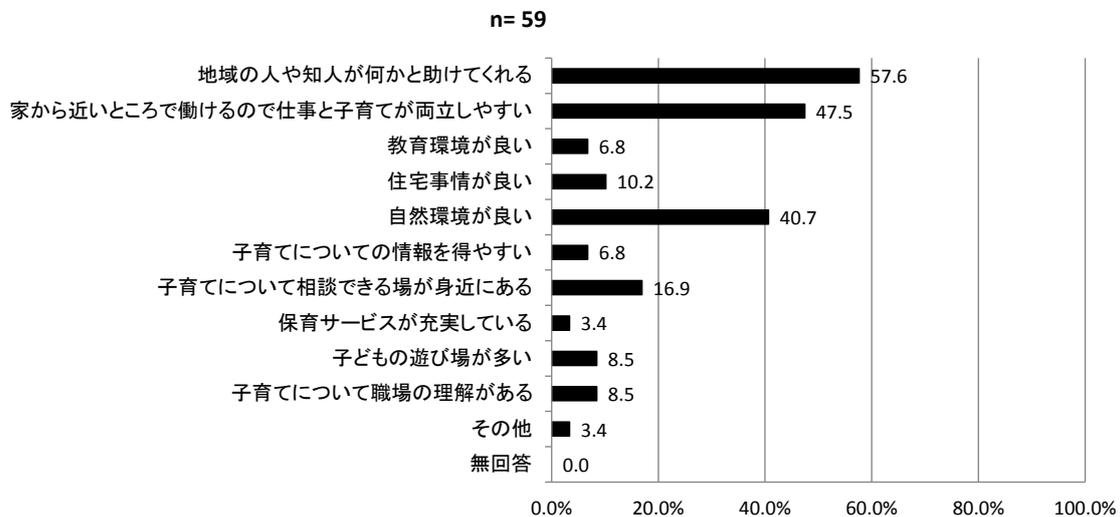
- ▶ 銚子市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「どちらかというと思わない」との回答が 37.1%と最も高く、次いで「そうは思わない」が 35.0%、「どちらかというと思う」が 15.8%などと続いています。

図表40 《銚子市は、子育てをしやすいまちだと思うか》【就学前児童の保護者調査】



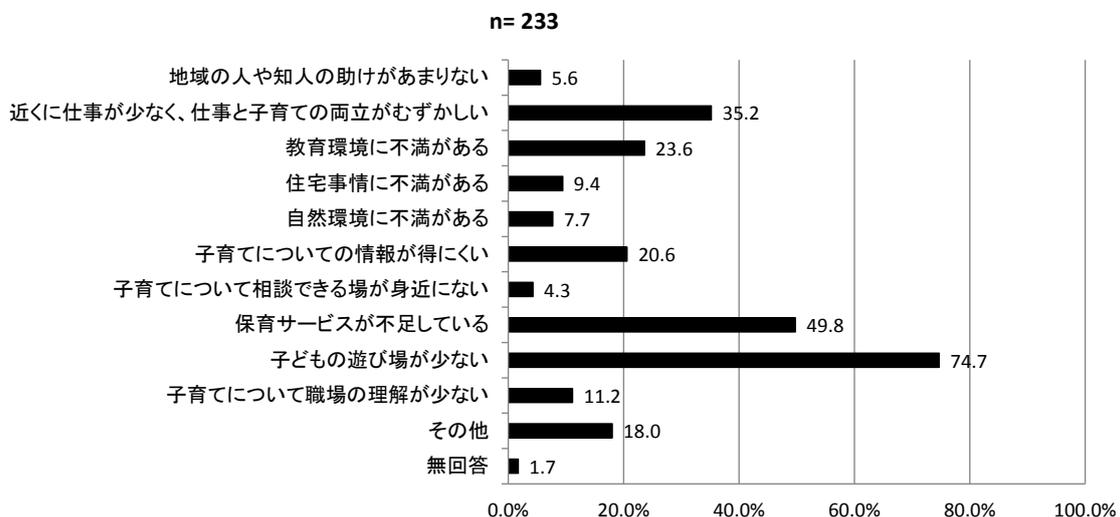
- ▶ 銚子市で子育てしやすいと思う理由は、「地域の人や知人が何かと助けてくれる」との回答が57.6%と最も高く、次いで「家から近い所で働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が47.5%、「自然環境が良い」が40.7%などと続いています。

図表41 《銚子市で子育てしやすいと思う理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 銚子市で子育てしやすいと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」との回答が74.7%と最も高く、次いで「保育サービスが不足している」が49.8%、「近くに仕事が少なく、仕事と子育ての両立がむずかしい」が35.2%などと続いています。

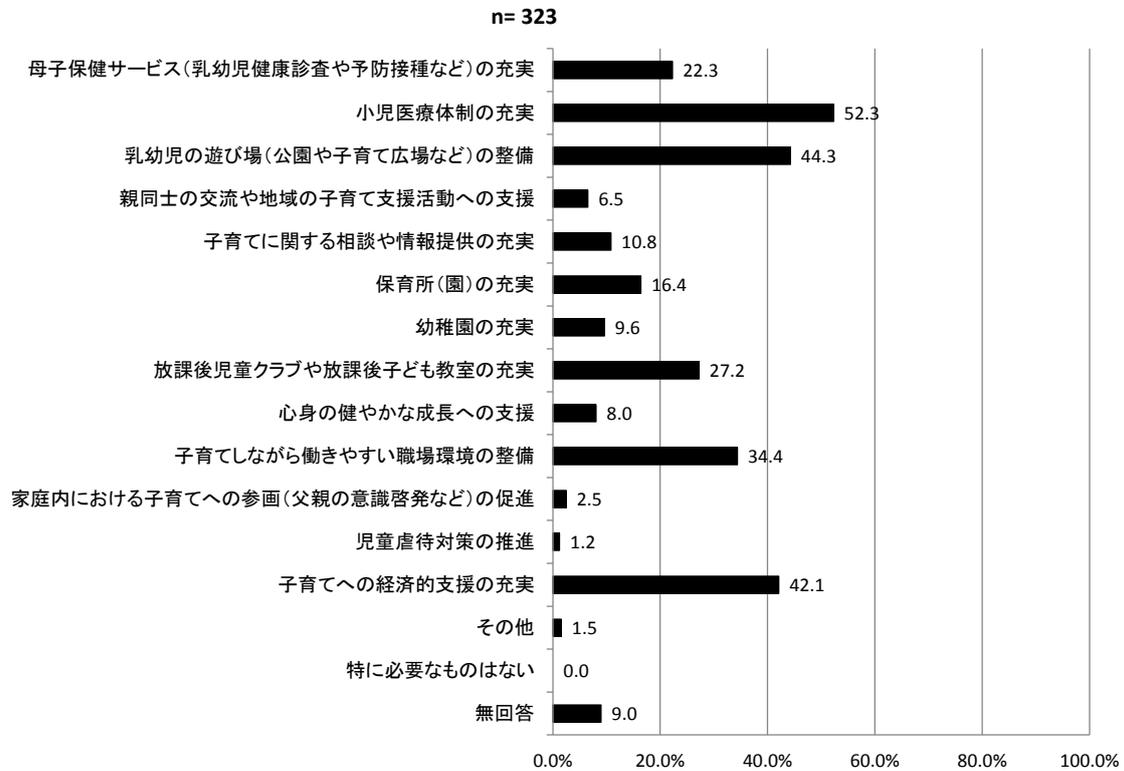
図表42 《銚子市で子育てしやすいと思わない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと》

- ▶ 子育てをしやすいまちづくりのために重要なことについては、「小児医療体制の充実」との回答が 52.3%と最も高く、次いで「乳幼児の遊び場（公園や子育て広場など）の整備」が 44.3%、「子育てへの経済的支援の充実」が 42.1%などと続いています。

図表43 《子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、「銚子市次世代育成支援対策行動計画」の考え方を継承し、地域全体で子育て支援を行う『銚子で生まれ育ち良かったと思えるような子育て環境の整ったまちづくり』とします。

【基本理念】

**銚子で生まれ育ち良かったと思えるような
地域で支える「子育てのまちづくり」**

2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

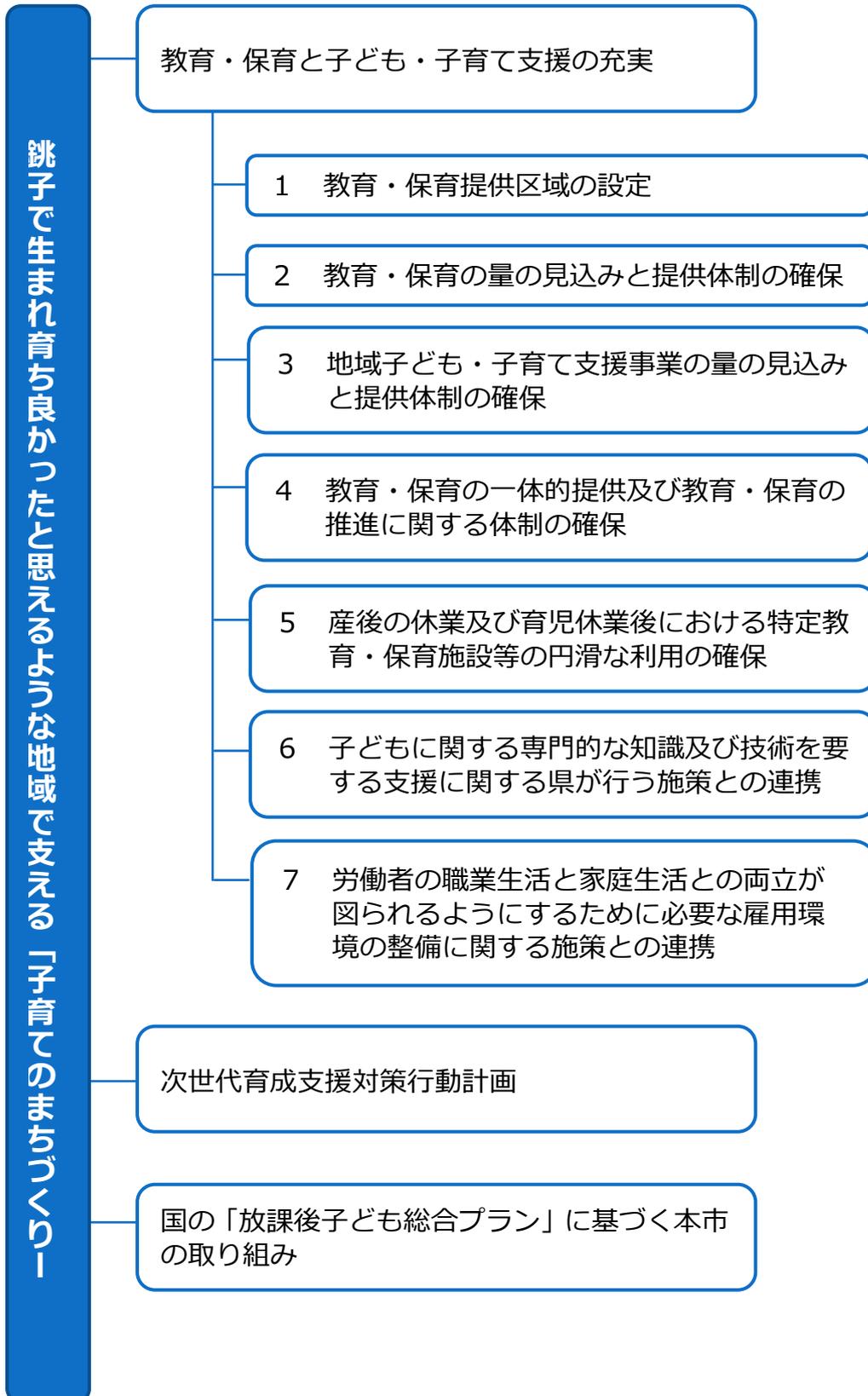
- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。

基本理念

施策



4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（平成27年～31年）の0～11歳について、過去5年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

図表44 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	336	320	320	323	323	323	3
1歳	340	305	330	330	333	333	28
2歳	382	356	314	340	340	343	-13
3歳	358	351	362	319	345	345	-6
4歳	398	387	350	361	318	344	-43
5歳	409	359	389	352	363	320	-39
小計	2,223	2,078	2,065	2,025	2,022	2,008	-70
6歳	412	399	358	388	351	362	-37
7歳	390	407	398	357	387	350	-57
8歳	445	410	406	397	356	386	-24
9歳	462	390	411	407	398	357	-33
10歳	512	449	393	414	410	401	-48
11歳	515	467	451	395	416	412	-55
小計	2,736	2,522	2,417	2,358	2,318	2,268	-254
合計	4,959	4,600	4,482	4,383	4,340	4,276	-324

年齢	実績	推計					27→31 増減
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	336	320	320	323	323	323	3
1～2歳	722	661	644	670	673	676	15
3～5歳	1,165	1,097	1,101	1,032	1,026	1,009	-88
6～8歳	1,247	1,216	1,162	1,142	1,094	1,098	-118
9～11歳	1,489	1,306	1,255	1,216	1,224	1,170	-136

※平成25年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

第4章 教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本市は、教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、量の見込みの推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。

◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

◇ 各事業（子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることによって、各事業の量の見込みを設定します。

◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表45 家庭類型の分類方法

父親	母親		フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在			120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB		タイプC		タイプC'	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	48時間以上 120時間未満	タイプC'		タイプE'			
	48時間未満	タイプD					
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD					
							タイプF

図表46 家庭類型の分類結果 (単位：人)

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	12	5.6	12	5.6
タイプB	フルタイム × フルタイム	85	39.7	90	42.0
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 ※2 ~120 時間の一部)	45	21.0	44	20.6
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間~ 120 時間の一部)	16	7.5	21	9.8
タイプD	専業主婦(夫)家庭	56	26.2	47	22.0
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間未 満 + 48 時間~120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプF	無業 × 無業	0	0.0	0	0.0
ニーズ調査の回答者全体		214	100.0	214	100.0

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は下限時間を48時間と設定

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市は、事業の特性に応じて、次の教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を設定します。

図表47 本市の教育・保育提供区域

区域	該当事業	考え方
東部・西部 (2区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものための教育・保育給付(1号認定・2号認定・3号認定) ● 時間外保育事業(延長保育事業) 	地理的条件等を考慮し、市内を2つの区域に分けて、教育・保育の基盤確保を検討します。
小学校区 (13区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 	小学校区単位で、放課後児童クラブの基盤確保を検討します。
市全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援拠点事業 ● 子育て短期支援事業 ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業 ● 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ● 利用者支援事業 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 養育支援訪問事業 ● 妊婦健康診査 	事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、市全域を1つの区域として、事業の実施の基盤確保を検討します。

【東部・西部】

区域名	小学校	
東部	<ul style="list-style-type: none"> ● 清水小学校区 ● 飯沼小学校区 ● 明神小学校区 ● 本城小学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日小学校区 ● 高神小学校区 ● 双葉小学校区
西部	<ul style="list-style-type: none"> ● 海上小学校区 ● 船木小学校区 ● 椎柴小学校区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 猿田小学校区 ● 豊里小学校区 ● 豊岡小学校区

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、子どものための教育・保育給付について量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表48 子どものための教育・保育給付

認定区分		対象事業	事業概要	
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園(幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所(園)	認定こども園及び保育所(園)で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所(園)、地域型保育事業	認定こども園及び保育所(園)で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、上記と同様の対応。

(2) 量の見込みと確保方策等

子どものための教育・保育給付の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、市内の公立幼稚園が特定教育・保育施設に移行し、量の見込みを確保するほか、私立幼稚園は、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）として、量の見込みの確保を図ります。

図表49 1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）〈単位：人〉

【市全体】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	453人	455人	426人	424人	417人
確保方策	640人	640人	640人	640人	640人
特定教育・保育施設	200人	200人	200人	200人	200人
確認を受けない幼稚園	440人	440人	440人	440人	440人

【東部】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	324人	328人	307人	306人	301人
確保方策	520人	520人	520人	520人	520人
特定教育・保育施設	80人	80人	80人	80人	80人
確認を受けない幼稚園	440人	440人	440人	440人	440人

【西部】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	129人	127人	119人	118人	116人
確保方策	120人	120人	120人	120人	120人
特定教育・保育施設	120人	120人	120人	120人	120人
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—

② 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、市内の公立保育所及び私立保育園がいずれも特定教育・保育施設に移行し、量の見込みの確保を図ります。

図表50 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

【市全体】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	620人	622人	583人	580人	571人
確保方策	628人	628人	628人	628人	628人
特定教育・保育施設	628人	628人	628人	628人	628人
認可外保育施設	—	—	—	—	—

【東部】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	452人	450人	421人	419人	412人
確保方策	506人	506人	506人	506人	506人
特定教育・保育施設	506人	506人	506人	506人	506人
認可外保育施設	—	—	—	—	—

【西部】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	168人	172人	162人	161人	159人
確保方策	122人	122人	122人	122人	122人
特定教育・保育施設	122人	122人	122人	122人	122人
認可外保育施設	—	—	—	—	—

③ 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、市内の公立保育所及び私立保育園がいずれも特定教育・保育施設に移行し、量の見込みの確保を図ります。

図表51 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

【市全体】

(0歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	38人	38人	39人	39人	39人
確保方策	69人	69人	69人	69人	69人
特定教育・保育施設	69人	69人	69人	69人	69人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

(1・2歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	302人	295人	307人	308人	309人
確保方策	293人	293人	293人	293人	293人
特定教育・保育施設	293人	293人	293人	293人	293人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

【東部】

(0歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	26人	27人	29人	29人	29人
確保方策	57人	57人	57人	57人	57人
特定教育・保育施設	57人	57人	57人	57人	57人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

(1・2歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	206人	213人	221人	222人	223人
確保方策	237人	237人	237人	237人	237人
特定教育・保育施設	237人	237人	237人	237人	237人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

【西部】

(0歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	12人	11人	11人	11人	11人
確保方策	12人	12人	12人	12人	12人
特定教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

(1・2歳)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(必要利用定員総数)	96人	82人	86人	86人	86人
確保方策	56人	56人	56人	56人	56人
特定教育・保育施設	56人	56人	56人	56人	56人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

④ 0～2歳児の保育利用率

国から示された基本指針等に従って、計画期間における0～2歳児の保育利用率を次のとおり定めます。

図表52 0～2歳児の保育利用率〈単位：人、％〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口(0～2歳)	981人	964人	993人	996人	999人
保育所(園)在籍児数	331人	331人	332人	332人	332人
保育利用率	33.7%	34.3%	33.4%	33.3%	33.2%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表53 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	事業概要	対象児童年齢等	実施時期
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0～5歳	平成27年度～
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生	(一部対象) 平成27年度～ (全対象) 平成28年度～
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳	平成31年度～
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～2歳	平成27年度～
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳(幼稚園)	平成27年度～
		保育所(園)その他の場所での一時預かり	0～5歳	平成27年度～
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生	平成31年度～
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、1～3年生、4～6年生	平成31年度～
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、1～6年生	平成27年度～
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳	平成27年度～

	対象事業	事業概要	対象児童年齢等	実施時期
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等	平成 27 年度～
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦	平成 27 年度～
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者	平成 27 年度～
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者	平成 27 年度～

※12 及び 13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策等は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

図表54 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

【市全体】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	79 人	79 人	77 人	77 人	77 人
確保方策	79 人	79 人	77 人	77 人	77 人

【東部】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	58 人	62 人	61 人	61 人	60 人
確保方策	58 人	62 人	61 人	61 人	60 人

【西部】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	21 人	17 人	16 人	16 人	17 人
確保方策	21 人	17 人	16 人	16 人	17 人

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策等は、平成 31 年度までに量の見込みすべてを確保することを想定して、平成 28 年度以降に実施か所数の増設を計画します。

図表55 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	387 人	370 人	364 人	348 人	349 人
小学 1～3 年生(6～8 歳)	237 人	227 人	223 人	213 人	214 人
小学 4～6 年生(9～11 歳)	150 人	143 人	141 人	135 人	135 人
確保方策	284 人	300 人	316 人	332 人	349 人
実施か所数	11 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

本市では、本計画期間における当事業の実施は見込みません。

図表56 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	70 人日	69 人日	68 人日	68 人日	67 人日
確保方策	—	—	—	—	—

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）等

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策等は、既存の4か所の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

図表57 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）〈単位：人回/年、か所〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15,373 人回	15,106 人回	15,561 人回	15,608 人回	15,655 人回
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

親子のふれあいの場づくりとしてブックスタート事業の実施をします。確保方策等は、既存の市立図書館での確保を図ります。

図表58 ブックスタート事業〈単位：か所〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	—	—	—	—	1 か所

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等は、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

図表59 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,906 人日	6,931 人日	6,497 人日	6,458 人日	6,351 人日
1号認定による利用	121 人日	122 人日	114 人日	113 人日	111 人日
2号認定による利用	6,785 人日	6,809 人日	6,383 人日	6,345 人日	6,240 人日
確保方策	6,906 人日	6,931 人日	6,497 人日	6,458 人日	6,351 人日

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、公立保育所及び私立保育園の一時預かり事業として、既存の受け入れ体制で量の見込みすべての確保を図ります。

図表60 保育所（園）その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,396 人日	1,388 人日	1,361 人日	1,359 人日	1,349 人日
確保方策	1,396 人日	1,388 人日	1,361 人日	1,359 人日	1,349 人日
一時預かり事業	1,396 人日	1,388 人日	1,361 人日	1,359 人日	1,349 人日
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

⑥ 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等は、平成 28 年度以降に事業を実施する施設の整備を計画し、量の見込みすべての確保を図ります。

図表61 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	659 人日	655 人日	642 人日	641 人日	637 人日
確保方策	—	655 人日	642 人日	641 人日	637 人日
病児保育事業	—	655 人日	642 人日	641 人日	637 人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	—	—	—	—	—

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本市では、本計画期間における当事業の実施は見込みません。

図表62 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	—	—	—	—	—

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

確保方策等は、平成 27 年度以降に市内 1 か所にコーディネーターを配置し、事業を実施します。

図表63 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（保健師や看護師等による訪問）で事業を実施します。

図表64 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		320人	320人	323人	323人	323人
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑩ 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（保健師や家庭相談員等による訪問）で事業を実施します。

図表65 養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		30人	30人	30人	30人	30人
確保方策	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施
	実施機関	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市	銚子市
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策等は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）で事業を実施します。

図表66 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み ()内は延利用回数		320人 (3,488回)	320人 (3,520回)	323人 (3,618回)	323人 (3,715回)	323人 (3,876回)
確保方策	一人当たり平均受診回数	10.9回	11回	11.2回	11.5回	12回
	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、保育所（園）と幼稚園でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、需給バランスを考慮しつつ、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、ニーズに応じた教育・保育施設等の充実を図ります。

6 特別な支援を必要とする家庭への支援と子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の県との連携

本市は、次の施策を充実し、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（1）児童虐待の防止策の充実

- ・ 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化を図り虐待の発生予防、早期発見、早期対応
- ・ 社会的養護の地域資源の活用と子育て支援施策との連携

（2）母子・寡婦家庭及び父子家庭等の自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭への配慮や支援の充実、経済的負担の軽減などの総合的な自立支援の推進
- ・ 外国人家庭への社会的支援の推進

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援事業

- ・ 広報、ホームページ、SNSなどを利用した福祉サービスの情報提供
- ・ 教育委員会、特別支援教育コーディネーターと連携した小学校就学時支援
- ・ 母子保健、保育、児童発達支援センター等の関係機関との連携強化と情報の共有の推進
- ・ ライフサポートファイルの活用の推進
- ・ 教育・保育施設、障害福祉施設等の入所体制の支援と強化
- ・ 特別支援教育の充実

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 次世代育成支援対策行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針」を踏まえつつ、現行の「銚子市次世代育成支援対策行動計画（平成22年3月策定）」から引き継ぐ事業について、目標等を設定します。

1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
妊産婦新生児支援事業	妊娠期の健康管理	妊婦健康相談	継続（全数実施）	健康づくり課
		妊婦健康診査	継続	
	安心できる出産、産後の健康管理	ママパパ学級	継続	
	新生児期の保育支援	産婦新生児家庭訪問	継続（全数実施）	
妊婦～乳幼児の養育が必要な家庭への支援	家庭訪問指導	継続		
乳幼児の健康の保持増進	発育・発達における異常の早期発見・早期療育	3か月児健診	継続 （子どもの実態を全数把握）	
		9か月児健診		
		1歳6か月児健診		
		3歳児健診		
		親子あそび教室	継続	
		ことばの相談	継続	
育児支援に関する知識の普及	乳幼児健康相談	継続		
妊婦、乳幼児の歯・口腔の健康の保持増進	妊娠期の歯・口腔の健康管理	・ママパパ学級 ・妊婦歯科相談	充実	
	口腔機能の健全な発達	離乳食教室（初期・中期）	継続	
	歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防	9か月児歯科相談	継続	
		1歳6か月児歯科健康診査	継続	
		むし歯予防教室	継続	
3歳児歯科健康診査	継続			

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
全中学校における性教育の充実	性感染症予防に関する授業の実施（必要に応じ医療機関と連携）	全中学校で実施	継続	学校教育課

(3) 食育の推進

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
妊婦・乳幼児からの正しい食習慣の定着化	食習慣の現状把握	妊婦健康相談、乳幼児健診における個別面接	継続	健康づくり課
	体験型学習の取組	ママパパ学級	継続	
		離乳食教室（初期・中期）	継続	
		地域食育活動	依頼に応じて実施	
		食生活改善推進員と連携した食教育活動	各地区で実施	

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境

① 次代の親の育成

学校教育における道徳教育、総合的な学習の時間や体験学習などを通して、児童生徒が子どもを育てる意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするとともに、保育所、幼稚園及び乳幼児健診の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
魅力ある授業で「確かな学力」を育む	自ら学び、思考し、表現する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 計画訪問（全小中学校）、要請訪問による指導と助言 夏季研修講座の開催 	継続	学校教育課
	指導目標の明確化と指導方法の工夫改善及び適切な評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画訪問、要請訪問による指導と助言 全国学力・学習状況調査に関する情報提供 外国人英語指導助手（3名）、外国語活動補助員（3名）の配置 ICT環境及びサポート体制の整備 	継続	
魅力ある授業で「確かな学力」を育む	読書活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「学校図書館自己評価表」等を活用した学校図書館の整備・充実 読書活動の調査及び啓発 	継続	
	総合的な学習の時間の工夫改善	<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育資源の積極的活用 	継続	

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
道徳教育の充実で「豊かな心」を育む	道徳の時間の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画訪問、要請訪問による指導と助言 ・ 道徳教材の効果的な活用に関する指導と助言 ・ 「道徳の時間」の積極的な授業公開 	継続	学校教育課
	自他の生命を尊重する心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「命を大切にするキャンペーン」の実施 ・ 「いじめ撲滅キャンペーン」の実施 	継続	
	豊かな人間性や社会性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用についての情報提供 	継続	
体育・健康教育の充実で「健やかな体」を育む	運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画訪問、要請訪問による指導と助言 ・ 県、市の体力テストのデータに関する情報提供 ・ 小学校運動領域別到達目標の提供 	継続	
	健康に生活できる能力と態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断、集団検診の実施 ・ 保健室経営への指導と助言 ・ 銚子市医師会への協力要請 	継続	
	自助能力の育成を目指した防災教育及び安全教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教室の開催 ・ 通学路の危険箇所における対策の推進 ・ 防犯教室、避難訓練の充実 ・ 校舎内外の安全点検への指導と情報提供 	継続	
	食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食主任会の開催 ・ 各研修会への協力 ・ 学校給食における食物アレルギー対応（卵除去開始） 	継続	
「地域に信頼される学校づくり」を進める	家庭・地域に関わられた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ホームページ作成に関する支援 ・ 1000か所ミニ集会の推進 	継続	
	学校や地域の特色を生かした「ふるさと学習」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の教育資源や人材を活用した教育の推進 ・ 社会科副読本の発行 	継続	

具体的施策	指標・概要	事業等	目標	主管課
「地域に信頼される学校づくり」を進める	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画訪問、要請訪問による指導と助言 ・ 特別支援補助員の配置（14名 13校） ・ 定期巡回訪問の実施、巡回相談員の派遣及び専門家チーム会議の開催 ・ 就学支援シートによる幼保小の連携 ・ 特別支援学校等関係機関との連携 ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化 	継続 拡充	学校教育課
	キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度の育成 ・ 中学校職場体験学習への支援 ・ 中学校キャリア教育担当者会議、小学校ゆめ仕事びったり体験担当者会議の開催 	継続	
	確かな児童生徒理解と生徒指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開 ・ 各校生徒指導体制における指導と助言 ・ 小中高生徒指導連絡協議会への支援 ・ 学校警察連絡協議会への支援 ・ 長欠対策協議会、長欠対策ブロック会議の開催 ・ 児童福祉関係機関連絡協議会の開催 	継続	
	いじめ防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に沿ったいじめの未然防止・早期発見・早期対応 ・ 毎月の生活アンケート実施 ・ スクールカウンセラーによる相談活動 ・ 月例問題行動調査、いじめ認知調査の活用 	継続	
幼児教育の充実	幼稚園における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児への園開放を通じた子育て支援 	継続	
	幼稚園・保育所・小中学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間や職場見学、体験を通じた異年齢交流 	継続	

③ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校・家庭及び地域のそれぞれの役割を自覚し、連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

ア 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

育児不安や幼児虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。

そこで、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備を図っていきます。

イ 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等豊かな人間性、たくましく生きるため、健康や体力を備えた力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

そこで、地域の実情に応じた学校づくりを目指します。地域住民や関係機関等の協力によって、地域の資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、地域の多様なニーズに応え、学校施設や機能の解放に努め、地域・家庭・学校が一体となってそれぞれの教育的機能を生かしたコミュニティづくりに努めます。

さらに、地域ミニ集会活動を通して学校と地域相互の教育力の向上に努めます。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビやパソコン、携帯電話を使用したインターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携協力し、関係業界に対する自主的措置をとるよう働きかけていきます。

2 職業生活と家庭生活との両立の推進

人々が仕事と生活の調和と自由な自己実現を可能にするため、安心して就労できる環境を目指す。国や県など関係機関と連携し、企業の活性化を図り育児・介護休業の取得により仕事と家庭の両立を容易にする環境づくりに努めます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

指標	事業	目標	主管課
関係法令の周知及び啓発	出前講座によるワークバランスの意識づくりと広報啓発	平成 31 年度までに実施	社会福祉課
	SNSを利用した情報発信と意識づくり	平成 31 年度までに実施	

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

指標	事業	目標	主管課
多様な保育サービスの充実	《第4章を参照》		社会福祉課

3 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

指標	事業	目標	主管課
虐待の発生予防・早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会	継続	社会福祉課

(2) 母子及び父子家庭等の自立支援の推進

指標	事業	目標	主管課
ワンストップでの支援の提供	【新規】 就業支援専門員の配置	平成 27 年度配置	社会福祉課

(3) 障害児等の施策の充実

指標	事業	目標	主管課
障害児支援の基盤整備	児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備	継続	障害福祉課
子育て支援に係る施策との連携	【新規】 利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)の実施を通じた子育て支援と障害児施策の連携体制の整備	平成 27 年度設置	社会福祉課
教育との連携			障害福祉課
特別な支援が必要な障害児(重症心身障害児等の 医療的ケアが必要な障害児)に対する支援体制の整備			

第6章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、放課後児童クラブが設置されている学区を中心に、地域のニーズを踏まえ、平成31年度までに全小学校の整備を目標とし、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

図表67 放課後子供教室の整備計画〈単位：か所〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
整備か所数	—	2	5	9	全小学校

第7章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価します。点検・評価に当たっては、「銚子市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

1 策定経緯

【平成 25 年度】

銚子市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子ども・子育て支援法に基づく「銚子市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たり、就学前児童及び小学生の各保護者を対象に、保育や子育て支援等のニーズを把握するために実施。

年月日	項目
平成 26 年 1 月	就学前児童の保護者 対象者 600 人
	小学生の保護者 対象者 400 人

【平成 26 年度】

子ども・子育て会議の設置

国) …有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が子育て支援の政策等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

市町村) …地方版子ども・子育て会議の設置(努力義務)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、市が実施する子ども・子育てに関する施策について、子育てに関わる者等の意見を反映するための合議制の機関として、銚子市子ども・子育て会議を平成 26 年 5 月に設置。

平成26年度 子ども・子育て会議の開催状況

	開催日等	議題等
第1回	平成26年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市子ども・子育て支援新制度について ・銚子市子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計結果について ・銚子市子ども・子育て支援事業計画について ・会議の開催スケジュールについて
第2回	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について <ul style="list-style-type: none"> ①区域の設定について ②就労時間の下限時間の設定について ・教育・保育の基準条例等(素案)について ・公定価格と利用者負担額について
第3回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について <ul style="list-style-type: none"> ①教育保育の提供区域の考え方について ②保育の支給認定基準(就労時間の下限時間の設定等)について ・教育・保育の基準条例等について ・公定価格と利用者負担額について ・利用者支援事業等について
第4回	10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について ・保育の必要性の認定に係る基準について ・銚子市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について
	平成27年1月8日 ～1月21日	パブリックコメントの実施
第5回	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子市子ども・子育て支援事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ①パブリックコメントの実施結果報告 ②銚子市子ども・子育て支援事業計画(案) ・特定教育・保育施設の利用定員等の確認について ・子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の利用調整について ・子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

2 銚子市子ども・子育て会議条例

(平成 26 年 3 月 24 日条例第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、銚子市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) 労働者を代表する者

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において所掌する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 銚子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年銚子市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

3 銚子市子ども・子育て会議委員名簿（平成 26 年 5 月 22 日～任期 2 年）

区分	氏名	推薦団体名	備考
子どもの保護者	かせくにえ 加瀬邦恵	銚子市立幼稚園 PTA 連絡協議会	
	きうちさとみ 木内智美	銚子市 PTA 連絡協議会	
子ども・子育て支援 事業に従事する者	おおきひろゆき 大木宏之	銚子市民間保育園連絡協議会	
	いしばしまさる 石橋優	銚子市公立幼稚園協議会	
	ひらはたてるまさ 平幡照正	学校法人飯沼学園飯沼幼稚園	
	ほしのたかし 星野隆	社会福祉法人銚子市社会福祉協議会	
子ども・子育てに関し 学識経験を有する者	やまにしきよみ 山西清美	銚子市民生委員・児童委員協議会	
労働者を代表する者	たかはしちあき 高橋智明	連合千葉東総・香取地域協議会	
学識経験者	しいなやすたか 椎名泰孝	前銚子市立本城小学校校長	
その他	たかはしゆみこ 高橋裕美子	公立保育所保護者	
	こばやしゆうこ 小林優子	わかば学園保護者	
	みうらけいこ 三浦恵子	公立保育所保育士	
	うづきえりこ 鵜月恵理子	わかば学園保育士	
	ささもとたかこ 笹本尚子	健康づくり課保健師	

4 用語解説

か行

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

さ行

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

児童発達支援センター

地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、両計画を一体の計画として策定して、障害者施策を総合的に展開するもの

SNS

Social Networking Service(Site)の略で、個人間の交流を支援するサービス（サイト）

総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、市の計画の中で最も上位に位置する計画

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦と一人親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

た行

男女共同参画計画

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

銚子市子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

特別支援教育

学校教育法に基づき、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育における児童生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名された教員

な行

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもの

は行

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

や行

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

ら行

ライフサポートファイル

障害児等の心身の成長発達や関係機関での支援の記録を綴り残していくもの

銚子市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月 千葉県 銚子市
